

平成 27 年度

中国残留邦人等支援に係る
全国担当者会議資料
(その他の資料)

(中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会の資料)

(北海道中国帰国者支援・交流センターの取組)

(自治体における地域生活支援事業の取組)

(公益財団法人中国残留孤児援護基金の取組)

(質疑事項に対する回答)

(引揚者等援護事務委託費について)

平成 27 年 5 月 19 日 (火)

厚生労働省社会・援護局
援護企画課 中国残留邦人等支援室

目 次

1	支援給付の実務にあたりご理解と配慮をお願いしたいこと （中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会）	1
2	中国帰国者支援・交流センター（北海道センター）の取組	6
3	自治体における地域生活支援事業の取組	
	○ 群馬県	11
	○ 府中市	15
	【自立支援通訳等派遣事業】	
	○ 栃木県	17
	○ 長野県	18
	○ 名古屋市	19
	○ 京都市	20
	【二世、三世に対する就労支援事業】	
	○ 福岡県	21
	○ 新潟市	22
	【高齢化への対応事業】	
	○ 岡山市	23
	○ 埼玉県入間市	24
	【語り部事業】	
	○ 神奈川県	25
4	公益財団法人中国残留孤児援護基金の取組	26
5	質疑事項に対する回答	
	（1）新規永住帰国者への支援について（東京都）	35
	（2）生活困窮者就労準備支援事業費補助金（中国残留邦人等地域生活支援事業分） の補助金について（東京都）	36
	（3）自立支援通訳等派遣事業について（埼玉県）	37
	（4）支援・相談員及び帰国者の高齢化について（倉敷市）	38
6	引揚者等援護事務委託費について	39

支援給付の実務にあたりご理解と配慮をお願いしたいこと

－自治体職員は中国残留邦人の尊厳回復の担い手－

2015年5月19日

中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会

弁護士 宮 腰 直 子

1 中国「残留孤児」の歴史と新支援法の成立・施行

(1) 中国「残留孤児」の苦難の人生

中国「残留孤児」とは、終戦時の旧「満州」に取り残され、幼くして両親とも離別し、中国人養父母に養育された日本人。

中国では侵略者の子として「小日本鬼子」といじめられ、文化大革命では養父母や配偶者まで迫害を受けるなどの苦難を経験した。幼少時から祖国への永住帰国を熱望しながら、日中の国交がなく、国の取り組みも打ち切られたため帰国できなかった。1972年の日中国交回復後も、帰国のための政策実施が遅れ、ほとんどの孤児は、40歳代後半～50代になってようやく帰国することができた。ところが、夢にまで見た祖国に永住帰国した後も、日本語教育、就労斡旋などの自立支援策がほとんどないまま社会の荒波に放り出され、配偶者や子どもたち共々大変な苦勞をした。

元々就労できず生活保護に頼るしかなかった人もいるが、低賃金・重労働の職につき自立して頑張ってきた人も、定年退職すると退職金も年金も僅かだったため生活保護で生活せざるを得ず、孤児のほとんどが60歳を超えた時点では7割近くが生活保護になってしまった。

帰国が著しく遅れたのも、日本語が出来ないのも、満足な仕事に就けなかったのも、国策のためである。せめて残された祖国での老後を、生活保護によらず尊厳をもって生きたいとの思いから、集団訴訟を提起した。

(2) 集団訴訟から新支援法へ

2002年12月、孤児たちを満州に遺棄し、早期帰国実現義務、自立支援義務を怠った国の責任の明確化と謝罪を求め、尊厳ある老後の生活保障政策の形成を目指して集団訴訟提起。全国15地裁、原告2,211名（帰国した孤児の約9割）。

2006年12月、神戸地裁で勝訴判決。2007年1月、安倍首相が厚労大臣に支援策の再検討を指示。2007年7月9日、原告団・厚労省が、与党（自民・公明）PTの支援策骨子案を受諾。

2007年11月28日、新支援法成立。全国の訴訟は順次取り下げにより終結。

2008年4月1日、支援給付開始。

2013年12月6日、配偶者支援金を創設する支援法改正案成立、14年10月1日施行。

(3) 新支援法の趣旨 ー生活保護からの脱却・尊厳ある祖国での老後の生活

【与党PT支援策から】「…生活保護制度の運用として時として人間の尊厳が傷つけられたこともあった。残留邦人の方々の辿られた苦難の道を振り返り、その窮状と切なる思いを考える時、我々は同じ日本人として手をこまねていることはできない。」「中国残留邦人が直面した特別の苦難にたいして、特別の措置を講ずる」

【法案提案理由】「人間としての尊厳と老後の生活の安定を二つの柱として、新たな支援策を講ずることとし、中国残留邦人の方々が日本に帰ってきてよかったと思えるように、また、人間として、日本人として尊厳を持てる生活を確保できるようにするもの」

(4) 新支援策についての孤児たちの基本的な感想

新支援策により、最低でも月 6.6 万円の収入増になり、医療費の不安も解消し、受診もしやすくなったこと、預貯金を持てるようになったこと、日本語教室等に参加するための交通費・教材費の支給等々により、基本的には「老後の不安から解放された」と感謝・満足感をもって受け止められている。

全国各地で、地域支援事業を利用したり、NPOを作るなどして、孤児たちの自主的な学習、趣味、旅行などの交流活動が活発になっている。従前では考えられないこと。

四川大地震、3・11東日本大震災の支援など、社会貢献活動にも取り組んできた。

2 お願いしたい運用面の配慮・工夫

(1) 孤児たちの体験と心情

ほとんどの孤児は、帰国が遅れ、日本語もわからず、自助努力をしたくてもできない状況下でやむなく生活保護を受けた。それにもかかわらず、怠け者あるいは詐欺的受給であるかのように言われた無念さ・屈辱感を、多かれ少なかれ感じた経験がある。

また、日本語が不自由で、日本の制度や習慣も理解できない所が多く、「中国人」と言われるなど、「普通の日本人」として生きられないことに無念の気持ちを持っている。

祖国日本を愛する気持ちは当然強くあるが、他方で 40 代後半～50 代まで住んだ中国との繋がりが深いことも理解してほしいと思っている。

(2) 支援給付の運用・窓口の対応ぶりは、尊厳回復の実感のよりどころ

「新支援策実施前と比べて、市の職員の対応がずっと親切になった」、「今では市から意見を聞かれたり、相談されたりする。本当の自由を感じている」といった感想を述べる孤児たちは、新支援策への満足度が高く、生き方も前向きである。

新支援策の目的のもっとも重要な部分を担うのは、支援給付の実務担当者（職員や、支援・相談員）であると言っても過言ではない。

(3) 対応についてお願いしたいこと

①中国残留邦人の筆舌に尽くし難い苦難の人生とその心情を理解し、ねぎらい・共感・敬意をもって接してほしい。

②支援給付は、生活保護とは異なる制度であることを、つねに念頭においてほしい。

→・可能な限り、福祉事務所とは窓口を分けてほしい。

→・生活保護と同様の生活や財産のチェックは不要であることなど制度の違いの徹底を。

③支援給付は可能な限り受給できるよう、真剣・柔軟に検討してほしい。

- ・中国渡航の際の帰国の遅れについて十分な理由がある場合や、同居しようとする2世の収入が比較的高い場合、不動産を所有している場合など、一見難しそうなケースでも厚労省の運用基準では救済可能なことが多い。厚労省にも相談していただき、親身な対応をお願いしたい。
- ・支援・相談員が自分の判断で、誤った却下回答をしてしまう場合があるので、注意をお願いしたい。

④日本語はできるように見える人でも基本的に不自由であることを前提に、通訳を入れ、可能な限りていねいで親切な説明を。

- ・日本語の日常会話はできても、制度に関する話や通知書などの日本語の文章は全く理解できない人が大多数。特に、本人に不利益な内容を伝える時は、通訳を入れて話すこと、通知書等は中文をつけることをお願いしたい。
- ・中国語の堪能な通訳を（支援・相談員に中国語が通じないという声が多くある）。
- ・学校教育をほとんど受けていないため、中文も理解できなかったり、口頭での説明も理解しにくい方も一定数いることに十分な配慮を。
- ・支援給付の金額の算定根拠等のこみいった説明は、紙に書いて渡してほしい（要望多数。ペーパーがあれば、2世や弁護士に相談することができる）。

(4) 個々の課題についての要望

①中国渡航の制約について

- ・孤児たちにとって中国は、子や孫、養父母や義兄弟たちの住む「故郷」。依然として繋がりは強く、親族訪問や見舞いなどのため渡航するのは人間として当然の要求。特に高齢になるに従い、その要求は強くなっている。遊興目的の「海外旅行」ではないことにご理解をいただきたい。中国渡航を厳しく制約されると孤児たちは心情を深く傷つけられる。
- ・2010年6月、中国渡航の前後の届出が電話で足りることとされたが（課長通知）、徹底されていない。とりわけパスポートの提示はプライバシー侵害と受け止めており、改善をお願いしたい。
- ・支援給付に影響しない渡航期間は「2か月程度まで」とされているが、交通事情や体調等により1日でも徒過すると支援給付を止められるケースがある。渡航期間の制約は、生活の本拠が中国にある者には支援しないという趣旨であるから、柔軟な運用をお願いしたい。

②日本語教室等への交通費支給について

実施機関内や近隣自治体に日本語教室等が存在するような場合、それより遠い教室に通所するための交通費の支給を認めない取扱いがある。通所の証明があれば、できるだけ支給する方向で運用してほしい。

③介護問題への支援が急務

- ・介護施設に入居した帰国者が、中国語を話す相手が1人もおらず、周囲からは「中国人」と言われ、毎日1人で廊下をいたり、食文化が違うためほとんど食事ができないなど、疎外感・孤独感を強めているケースが報告されている。「帰国者専用の施設がほしい」という要望が強い。2014年12月、厚労省から「中国語の対応が可能な介護施設一覧」を送っていただき、弁護団としても全国で活用できるよう周知を図っている。また2015年2月には東京で援護基金が中国語のできるヘルパーを

派遣する「訪問介護ステーション寿星」を立ち上げており、弁護団としても周知に努めている。介護問題は、年々切実さを増している中で、自治体職員の皆さんも、上記の制度等を活用していただき、配慮や工夫をぜひお願いしたい。

④自立支援通訳の拡充を

- ・自立支援通訳の拡充は必須（とりわけ、医療の場で、症状を訴えたり、医師の説明を理解したりするための通訳が強く求められている）。
- ・急用があるとき、ここに電話すれば中国語が通じるという部署を設け、電話番号を周知してほしい（夜間急病などの場合にも対応を）。

⑤住宅の住み替えの要求実現に尽力を

- ・高齢化して階段が辛い、2世の近くに移りたいなどの切実な住み替えの要求がいまだに実現しない例が多く、引き続き尽力してほしい。
- ※ 高齢化が進むにつれ、2世の力を借りやすくする環境を整えることによって、通訳や介護の問題がかなり解決され、自治体の負担も軽減される。

⑥葬儀費用について

役所に葬儀費用を申請しないまま親族が駆けつけて葬儀費用を支払ってしまい、事後的に請求したが却下されたという例が多い。葬祭支援のシステムの周知をお願いしたい。

3 配偶者支援金について（2014年10月1日施行）

2008年施行の支援策では、孤児死亡後の配偶者の生活が生活保護レベルになってしまうことから、中国にいた時代から孤児を支え、来日後も孤児と苦労を共にしてきた配偶者への支援の充実は残留孤児たちの悲願だった。数年にわたる運動が実り、与党と厚労省の多大なご尽力を得て、2013年12月の国会で配偶者支援の改正法が成立し、2014年10月1日施行された。孤児と配偶者たちは心から感謝している。

ただし、支援給付の対象外となっている、2008年4月1日以前に孤児が60歳未満で死亡した場合の配偶者や、支援給付を受けず最近まで自立して頑張ってきた孤児の配偶者は、現行法では支援給付も配偶者支援金も受けることができず、何とかならないかという相談が弁護団に多数寄せられている。自治体職員の皆さんのところにも、そういった問い合わせがあるかと思う。弁護団としては、その不公平感は理解できるものであり、法の不備と考えているので、今後、この点の改善を厚労省に要望していくつもりである。

4 最後に

全国の原告団・弁護団は、いまだに解散せず、新支援策の検証など活動を続け、2008年から毎年1回厚労大臣との面談も実現している（すでに7回実施）。今後も、厚労省や自治体職員の皆さんとも意見交換・協力しながら、中国残留邦人のためより良い制度・運用をめざしていくつもりです。何かありましたら、別紙連絡先にお気軽にご連絡下さい。

全国の連絡先弁護士

地域	弁護士名	TEL	FAX	住所
関東	米倉 洋子	03-5940-6830	03-5940-6831	〒112-0012 東京都文京区大塚5-6-15 ワイビル502 大塚市民法律事務所
札幌	竹之内 洋人	011-222-2922	011-222-2933	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西13-4 北晴大通ビル2F 公園通り法律事務所
東北	阿部 潔	022-227-2291	022-227-2294	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-3-20 肴町ビル2F 仙台中央法律事務所
山形	加藤 實	023-642-9315	023-642-9314	〒990-0044 山形県山形市木の実町10-18 加藤法律事務所
長野	山内 道生	0263-36-1672	0263-36-1673	〒390-0815 長野県松本市深志3-7-17 深志パークビル2階 松本中央法律事務所
名古屋	瀧 康暢	0586-26-6266	0586-26-6268	〒491-0842 愛知県一宮市公園通3-30-6 弁護士法人公園通法律事務所
京都	中道 滋	075-223-1616	075-223-2626	〒604-0866 京都府京都市中京区両替町通丸太町下る 西方寺町160-2 船越メディカルビル3階 中道法律事務所
大阪	久保井 聡明	06-6222-5255	06-6222-5200	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル4F 久保井総合法律事務所
神戸	大槻 倫子	078-371-2060	078-371-2032	〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル4F あいおい法律事務所
岡山	則武 透	086-222-8727	086-222-8777	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-8-25 大三ビル3F 岡山合同法律事務所
広島	我妻 正規	082-223-2250	082-223-4650	〒730-0011 広島県広島市中区基町1-20 オブリビル4F 我妻法律事務所
徳島	山本 啓司	088-611-2338	088-611-2339	〒770-0814 徳島県徳島市南常三島町1-4-1 グランヴィア常三島町東館1階 城東法律事務所
高知	藤原 充子	088-822-9262	088-822-9263	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-8 レジデンス大手前5F A501 藤原法律事務所
福岡	栴島 敏雅	092-554-7110	092-554-7123	〒815-0041 福岡県福岡市南区野間1-10-7 野間リッチハイツ2F 福岡南法律事務所
鹿児島	森 雅美	099-225-1800	099-225-0300	〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル2階 森法律事務所
NPO法人 中国帰国者日中友好の会 (原告団事務所)		03-3835-9357	03-3835-9358	〒110-0016 東京都台東区台東4-23-11川口商工ビル1階

帰国者二，三世の 就労支援のために

北海道中国帰国者支援交流センター

自立へ新たな人生の出発

- 帰国者にとって
就労は、日本社会の一員として生活自立を果たし、新たな人生への基盤となる。
- 支援は
帰国者とともに、帰国者の人生の将来を見すえて支援。
- 帰国者2世，3世
有能な人材となる可能性を秘めている。受け入れ側の理解とサポートが力ある人材を育てる。

就労の前に 日本社会の情報、知識を学ぶ

自立研修事業 就労学習
ハローワーク見学会
職業訓練見学会
職場見学会



仕事を探す

- メールによるハローワーク日刊求人情報
- インターネットハローワークの活用
- インターネット民間求人情報の活用
- 帰国者受入事業所からの求人情報
- 帰国者2世起業の事業所からの求人情報
- 個別事業所への職場開拓
- 福祉介護職は北海道福祉人材センター
- 支援者からの求人情報

相談と支援

- ①帰国前の職歴、技能、資格の確認。家族構成や将来の生活設計。本人の意向確認。
- ②ハローワークで求職登録。同行、通訳、手続援助。
- ③「2, 3世就職支援プログラム」対象の確認。
- ④履歴書、職務経歴書作成援助。面接練習。
- ⑤面接同行。事業所側へ帰国者事情の説明。就職時の通訳支援等を説明。
- ⑥就職後、状況に応じて通訳援助。随時、本人の就労状況確認。事業所との連絡。

就職支援プログラムの活用

国の支援策の活用

- ・特定就職者雇用開発助成金
- ・職業訓練→訓練手当
(帰国後10年までの帰国者が対象)

- ・トライアル雇用

* 支援プログラムはハローワークと相談

北海道センターの就労相談状況と就職者

センター開設以来延べ83人が就職

現在の就労支援対象者

27年度4月期の通所者

中国帰国者二世 25名(男12名、女13名)

○平均年齢 55歳 60歳以上が13名

○中高年齢求職のため困難

○多くが長期にわたる生活保護受給者

樺太帰国者 16名(男8名、女8名)

○平均年齢 49歳 40歳代が7名

○「漢字の壁」で求職活動や就職後の作業、
職場生活に支障

○自立まで生活保護による支援

平成26年度相談件数

相談種別	相談件数
仕事	309
日本語	30
住宅	55
生活保護	89
学校	110
戸籍	37
医療	257
年金	45
呼び寄せ	55
支援給付	60
介護	24
生活相談	228
その他	170
計	1469

職場体験実習

言葉、文化の違いから帰国者の就職が困難
事業者→帰国者理解と安心

帰国者→職場理解、技能、言葉。参加への自信

就労促進

自立研修事業として平成25年度から実施
事業所に委託して10日間の職場体験

現在までに2件実施 1件は採用、1件は不採用
☆課題 事業受け入れ事業所が少ないこと

就職/自立

- 樺太帰国者二世の事例（男性・44歳）
ロシアで16年間溶接工。
中国帰国者2世の経営する鉄工会社で職場体験。
採用、就職。ハローワークと連携。
生活保護から自立。「仕事が楽しい」と生活に自信



- 中国帰国者三世の事例（男性・
高卒後、5年間引き籠もり。
北海道福祉人材センターの協力で介護の職場体験。
ハローワークの支援で資格取得。
グループホームに就職、やりがいを感じて充実。



2世の自立は家族全体の生きる力

異文化の社会に生きる帰国者
家族の成功体験



高齢化する1世にとっては心の大きな支え
帰国して良かったという心からの実感



2世、3世誇りと自信が人生を切り拓く
多文化のアイデンティティを育む貴重な人材

3. 自治体における 地域生活支援事業の取組

就労相談員派遣事業の取り組みについて

【群馬県作成資料】

1. 就労相談員について

- ① 配置人数：1名
- ② 相談員の略歴
中国で生まれ育ち、現地で応召、シベリア抑留を経て昭和23年11月に引揚船にて帰還。
帰国後は、公共職業安定所に勤務。
定年退職後、自立指導員(S63.10～H21.3)、自立支援通訳(H1.10～H21.3)支援・相談員(H21.4～)、就労相談員(H15.4～)として従事。
- ③ 相談員の特徴
語学力、就労支援の技量、並びに中国帰国者の置かれた事情を深く理解している貴重な人材。

2. 就労支援の具体的な方法について

① 就労相談までの経緯

- ・ 支援相談員からの紹介や帰国者間の情報交換から情報を得て、就労相談員を頼って相談に至るケースが主となっている。

② 相談方法等

- ・ 就労相談員宅への訪問や電話による相談
- ・ なかなか就労できないことにより特定の者が常に相談を受けているケースも見受けられる。

② 主な支援内容

- ◇ ハローワークへの同行
求人検索やハローワーク職員との相談・雇用保険手続等を支援。
※日本での就労における慣習の説明や通訳・帰国者であることの事情説明を行うことによる支援。
- ◇ 企業での採用面接への同行
通訳や帰国者であることの事情説明等を行うことによる支援。
- ◇ 就労後のフォロー
採用企業や帰国者から就労に関する問題について連絡が入った際は、企業と帰国者との間に入り、調整を行っている。

3. 就労実績について

○就労者・離職者人数

平成24年度 就労者8人(二世6人、三世2人)、離職者2人

平成25年度 就労者4人(二世4人)

平成26年度 就労者2人(二世2人)、離職者1人

○ 主な採用職種

塗装業、パン製造業、介護事業、和菓子製造業、食品製造業 等

○ 採用企業の特徴

- ・ これまで、中国帰国者を採用したことがある企業など、中国帰国者の採用に理解のある企業に採用される事例が多い。
- ・ 日本語能力をそれほど必要としない作業への就労も多い。

4. 相談者の状況について

○ 就労希望者の状況

- ・ 現在7～8人から相談を受けている。
- ・ 相談者の中には生活保護受給者もいる。
- ・ 40歳代以上が多い。
- ・ 日本語をあまり話せない者や夫婦一緒の就労を希望する者もいる。

○ 就労開始後の状況等

- ・ 「給料が安い」、「仕事が合わない」等の理由から長続きせず、辞めてしまう者も多い。また、何度も中国に渡る者もあり、仕事の都合がつかないと仕事を辞めてまで行く者もいる。

5. 就労相談員の感想等

- ・ ハローワークで求人検索をした後、ハローワーク職員に求人先へ電話を
してもらおうが、帰国者の状況がうまく伝わらないことがある。
- ・ 企業に何度も断られることが多く、根気よく支援する気持ちが必要。
- ・ やっと就労先を見つけても長続きしない者もいる。

東京都府中市における支援・相談員の取組みについて

自己紹介

平成元年に留学生として来日。慶応大学大学院で経済学を学ぶ。在学中より地域の中国語サークルなどで中国語を教えてきた。同大学大学院修了後、中国語の講師、通訳、翻訳などに携わり、市の各種事業に協力し、平成19年に府中市から支援相談員への就任を依頼され現在に至る。

概況：

府中市から生活支援給付を受給しているのは14世帯、合計19人（その内、8人が一人暮らし）。平均年齢は76.6才、最高齢者は91才、80才以上の方は7人で36.8%を占める。介護サービスを受けているのは9人で約半数。

活動内容：

1. 一般業務

府中市福祉保健部地域福祉推進課においてCWと通訳員の二役を担当し、庁内の事務処理を担当するほか、残留邦人の通院同行、家庭訪問、面接なども合わせて行い、関係する施設や機関と連携して、市内の残留邦人が直面するさまざまな問題に積極的に対応している。

地域での生活を支援するための中国残留邦人等支援ネットワーク事業として《生活日本語会》などを年5回実施し、その事業企画運営を事務担当職員と対応している。

2. 地域生活支援事業（中国残留邦人等支援ネットワーク事業）

① 日常的によく使う日本語の勉強：

例えば、病院に行く時に必ず使う「症状」、「身体各器官」の言い方、葬式、結婚式での挨拶、ハガキの書き方など。

② 日本の伝統文化の勉強

住んでいる地域の紹介：

府中市の中心にある大國魂神社の「くらやみ祭り」の紹介をしたり、市の職員に協力してもらって「ちょっと昔の府中」というテーマで府中の歴史を講義したりしてもらった。住んでいる地域や住民への理解と共感を持ってもらうことができ、孤独感が少なくなった。

日本の伝統文化の紹介：

七夕、お正月、お盆、七五三、着物、富士山等の紹介を通じて、日本での生活の楽しさを感じてもらい、日本独自の文化に親しみを深めてもらった。

③ 健康管理の手伝い

市の医療センター保健師、地域包括センター等の専門家を招いて、健康に関する講座を開催。糖尿病、認知症等病気に関する知識を身に付け、自分の健康状態を理解し、積極的に医療を受けるようになり、病気に対する恐怖、不安感をなくすことができた。

④ 春節を祝う会

毎年春節の時期、地域の包括センターでお世話になっている方や中国語を市の施設で学習している市民などの関係者を招待し、一緒に餃子を作って、食べて、交流、歓談している。府中市在住の残留邦人はいつも多数参加してくれており、行政のサービスを提供する側と受ける側が一堂に会してふれあうことにより、お互いに理解と信頼をさらに深められている。

3. 事務的な仕事：

① 毎朝の中国語レッスン

職員からの要望を受け、業務上に言いたかったが、言えなかった、語彙、センテンスを集めて手作りのテキストで教えている。

② 業務日誌

毎日の仕事内容を記録している。業務の関係者はどの職員でも情報共有ができるようにしている。

4. 新たな課題への対応の試み

① 高齢による日本語能力の退化への対策

通院時、自分のことを正確に話すことができなくなった方に対して依頼に基づき、通訳員を派遣している。

② 認知症の方の家族支援

認知症という病気を認識させ、なるべく通院同行し、その上、家族に認知症のことを説明し、協力を求める。

③ 中国語による介護サービス提供の必要性

残留邦人からは中国語での介護サービスがほしいという声が多くなっている。

④ 残留邦人に対する詐欺の対策

予防対応として、集会の際に詐欺に対する注意喚起をして具体例を挙げ、防止策を丁寧に伝えるなどの努力をしているが、自分で判断できない時には、市役所にも連絡相談するように勧めている。

⑤ 支援給付受給者以外の方への支援

二世、三世への支援が必要になるケースが増えているように感じた。

むすび：

残留邦人には将来への不安があり、多くの方が行政上の多大な支援をお願いしたいと考えていた。こうしたなか、平成20年度に新しい制度が施行されてからは、困ったときに行政のサポートや支援を頼ることが容易になり、それまで抱えてきた不安がだいぶ少なくなった、と残留邦人から感謝の声を聴くことが多い。

今後、残留邦人の高齢化など新たな課題に対して、関係各課、関係機関との協力をさらに強化し、さまざまな問題を解決していく必要があると考えている。加えて残留邦人が地域社会にもっと溶け込めるように支援し、自立の道が歩めるように支援していきたい。

自立支援通訳等派遣事業

【栃木県作成】

【事業概要】

中国残留邦人等が言葉、生活習慣の違いから地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等が不自由なく安心して日常生活を送れることを目的として、医療機関を受診する際や公的機関を利用する際に自立支援通訳を派遣し、支援を行う。

【通訳の派遣方法】

利用希望に迅速に対応するため、支援対象者の居住地域により対応する通訳を決めておき、支援対象者が直接、通訳に電話、FAX、メールによって利用希望日時・場所を連絡する方法を取っている。

【事業の効果】

通訳を派遣することにより、中国残留邦人等が必要とする医療や介護サービス、行政サービスを受けることができ、安心して日常生活を送ることができ、

栃木県の中国帰国者の状況

市町名	援護対象世帯数	備考
栃木県	22	自立支援通訳9名
宇都宮市	25	自立支援通訳1名
小山市	15	自立支援通訳1名
計	62	

栃木県の援護対象世帯数は宇都宮市、小山市を除いたもの

通訳等派遣事業の実績

年度	派遣回数	所要経費
H25	102回	741,102円
H26	118回	885,845円

所要経費：報償費、旅費、通信運搬費等

支援連絡会の設置

栃木県では、居住する中国残留邦人等が少数で、支援対象者の居住する市町が点在しており、各市町が独自に事業を実施することが困難であるため、中国残留邦人等に対する支援を効果的に実施できるよう、平成20年4月より「栃木県中国残留邦人等支援連絡会」を設置し、支援・相談員、自立支援通訳、自立指導員、市町、県が連携して支援事業を行うこととしている。毎年、5月～6月に会議を行い、市町や支援・相談員から支援対象者の状況等を報告してもらい、情報を共有した上で、自立支援通訳等派遣事業などの事業を行っている。

自立支援通訳等派遣事業

【長野県作成】

○長野県における自立支援通訳について

- ・平成元年度から自立支援通訳制度を本県に設置（平成26年度現在8名の自立支援通訳を設置。）
- ・支援対象中国残留邦人の申請に基づき、福祉事務所が自立支援通訳と日程を調整の上、派遣する。

○自立支援通訳の派遣実績

年度	派遣回数	所要経費	主な派遣内容
H26(見込み)	223回	933,265円	医療機関への通院
H25	379回	1,299,617円	”

○工夫していること

- ・通訳人材は、自立指導員に情報をもったり、行政機関（町村役場）に依頼して確保している。
- ・支援相談員が、被支援者の状況を常に把握し、福祉事務所や自立支援通訳と連携して被支援者を支援している。

○苦勞していること、今後の課題

- ・通訳者は、通訳以外の仕事もしているため、日程調整が難しいことがある。
- ・被支援者の高齢化に伴い、手術を受ける際の通訳派遣要請が増えているが、手術が終わるまで長時間待つことがあったり、家族が術後の状態に納得せず、説明を受け入れなかったりして困ることがある。
- ・入院したり介護施設に入ったりすると、食事が合わないと、言葉がわからないといった問題が出てくるが、通訳も毎日ばかり添えないため、何か良い方法を考えなければならぬ。
- ・被支援者の高齢化により、年々医療・介護機関への通訳派遣要請が増えており、2世、3世の協力が不可欠である。

自立支援通訳等派遣事業

【名古屋市作成】

派遣方法

1	中国残留邦人等が本市に通訳の派遣を電話等で依頼。
2	本市において、登録されている自立支援通訳の中から派遣する者を選定し、電話で依頼。
3	自立支援通訳が中国残留邦人等に電話等で連絡し、当日の打合せ(待合せ場所、時間の調整)を実施。
4	派遣当日、通訳。

※ なお、本市が派遣した自立支援通訳と中国残留邦人等の間において、以後の通訳派遣を直接調整することも可。
(本市には調整結果を事後報告)

派遣実績

年度	登録通訳者数	支援給付受給者	派遣回数	派遣費用
25	32人	248人(158世帯)	396回	2,636,730円
26	32人	242人(158世帯)	733回	7,025,610円

- ・ 主な派遣先は、医療機関である。
- ・ 事業の内容が中国残留邦人等に広く理解されたことにより、派遣回数が急激に増加していると思われる。

通訳の周知方法

- ・ 支援・相談員、ケースワーカーが支援給付受給者宅を家庭訪問した際に、事業利用を勧奨。
- ・ 支援給付受給開始時に、事業内容を周知。

通訳の募集方法

- ・ 東海・北陸中国帰国者支援・交流センター等の地域のネットワークを利用し、通訳を確保。

その他

- ・ 東海・北陸中国帰国者支援・交流センターが主催する医療通訳研修会に多くの通訳が参加し、医療通訳技術の向上を図っている。

今後の課題

- ・ 派遣回数が年々増加しており、通訳の安定的な確保が必要となっている。
- ・ 派遣回数の増加に伴い、派遣費用の予算確保が必要となる。

自立支援通訳等派遣事業

【京都市作成】

【事業概要】

中国残留邦人等が言葉、生活習慣の相違から地域社会で生活していくうえで様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等が安心して日常生活を送ることを支援するため、自立支援通訳を派遣する。

【事業内容】

- ・事業委託はせず、市が直接事業を行う。
- ・2人の自立支援通訳を選任し、帰国者等からの派遣依頼に基づき医療機関受診時に派遣している。

【事業実績等】

＜平成26年度＞

- ・派遣回数 1001回
- ・利用実人数 72人

＜平成25年度＞

- ・派遣回数 890回
- ・利用実人数 78人

* 派遣回数は、1人の受診時ごとに1回とした回数

* 帰国者の高齢化に伴って、帰国者1人あたりの受診回数や受診診療科が増え、通訳派遣に対するニーズは増加している。

【京都市の支援給付受給者】

84世帯 138人
(平成27年3月末現在)

【派遣方法】

- ・基本的に、帰国者から自立支援通訳者に直接電話等で受診日を伝えてもらい、派遣を行っている。
- ・同じ医療機関を利用する帰国者が多い場合には、受診日・時間を調整するなどして効果的な派遣を行うようになっている。

【所要経費】(平成26年度)

2,372,580円 (報償費, 旅費)

※平成25年度所要経費

2,155,050円 (報償費, 旅費)

【その他】

○自立支援通訳者からの声

予約日を忘れてしまう帰国者もいるため、前日等に電話で確認したり、医師からの指示内容を自立支援通訳から家族に電話で伝えたりと、診察時の通訳だけでなく帰国者の療養を支援している。

地域生活力向上訓練事業

(実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業)

【福岡県作成】

○事業の目的

中国帰国者(おもに2世・3世の方)の中には、言葉の問題や生活習慣等の違いから、安定した就労に結びつかない方がいます。また、近年の雇用情勢はたいへん厳しく、就職活動をしてなかなか就職に結びつかずに、就労意欲が低下し、生活困窮の状況から抜け出せない方も多いのが現状です。

福岡県では、平成24年3月に中国語が通じる環境で就労訓練を行う施設:中華料理店「六福」を開設しました。「六福」では、日本での就労経験がある中国帰国者が講師となり、実際の店舗で餃子等の中華料理の調理や接客を学ぶことで、就職への自信やコミュニケーション能力をつけてもらうことを目的としています。さらには、社会的、経済的な自立を促すことを目指しています。



○実施場所

中華料理店「六福」

福岡市中央区渡辺通1丁目 サンセルコビル地下1階



人気の『中華丼』
ボリューム満点!

(お店の様子)行列ができることも

○対象者

中国帰国者で就労に向けて頑張りたい方(面談の上、決定)

- ・訓練手当等無し。交通費実費は別途支給(地域生活支援事業交通費、生活保護生業扶助等)

○訓練内容

中華料理店での調理、接客マナー、衛生管理など

- ・訓練日時 週2回 水・木曜日(10時~15時)
- 別途、餃子の仕込や座学もあり

○所要経費

平成26年度事業費 5,705千円

(報償費・需用費・役務費・使用料)

{ 販売で得た収益は事業費から差し引き
費用6,950千円-収入1,245千円 }

福岡県内帰国者数
457人(国費帰国者)
うち残留邦人本人140人

○実施方法 【委託先: (一社)福岡県中国帰国者自立促進協議会】

地域の商店街で働く人々や地域住民(お客様)と交流しながら、就労経験のある中国帰国者から、自立に必要な社会への適応力、会話力、就労に必要な技術などを学び、生活力向上のための訓練を行う。

実施体制

訓練生(中国帰国者)
おもに2世・3世

がんばります!

訓練期間
: 6カ月

ハロー
ワーク

企業
店舗等

就労
相談員

就労・生活訓練専門員
(就労経験のある中国帰国者)

- ・中華料理の技術指導等を行う
- ・自立のための相談に応じる



就労支援コーディネーター

- ・就労相談、訓練計画、事業運営
- ・就労相談員等との連携等



中国語通訳(兼支援補助員)

- ・接客等の際の通訳支援
- ・日本語での対応をアドバイスする



餃子や中華丼などお店の味を学ぶ



お客さんとの会話が日本語の練習

問題点や課題など

①支援体制の確保

- ・帰国者が安心して訓練が受けられるよう、帰国者に理解のある人材確保や体制づくりが求められている。

②就労意欲の喚起

- ・2・3世もすでに中高年となっており、就労を希望していない人も多い。訓練希望者がなかなか見つからないのが現状。
- ・訓練のため、手当が出ないことへの不満を持つ方が多い。
- ・訓練を開始しても、長続きしない。

今後の取り組み(予定)

○訓練生の募集

- ・訓練生募集チラシの作成・見学会の実施など
- ・福祉事務所(生活保護部門)への協力依頼・連携

○支援体制及びやりがいづくり

- ・訓練マニュアルの作成
- (接客、あいさつやマナー。訓練ステップアップ)
- ・手当が支給できる仕組みづくりについて、厚労省と協議

就労に役立つ日本語等の資格取得支援

【新潟市作成】

【事業概要】

高齢化が進む一世の介護施設利用時の通訳と二、三世の就労支援のため、セーフティネット補助金の「就労に役立つ日本語等の資格取得のための教育訓練給付金」(以下、「同給付金」)を利用し、就労していない二、三世を対象に「介護職員初任者」の資格取得のための給付金を支給する。

【新潟市の基礎データ】(平成27年4月現在)

- 中国残留邦人一世 : 32世帯 46人(内 支援給付受給世帯: 29世帯 42人)
一世の平均年齢 : 約72歳(支援給付受給者 約74歳)
一世の介護保険サービス利用者数 : 16人(内 支援給付受給者15人)
- 同伴帰国世帯 : 19世帯 42人(永住帰国時に未成年の子、子ども夫婦。未成年の孫は含まない。)
- 呼寄せ世帯 : 57世帯 180人

【経緯】

- ・残留邦人一世の高齢化が進み、介護保険サービス利用者も年々増加している。
- ・しかしその反面、新潟市内における中国語対応が可能な介護事業者は1事業所と少ないため、施設入所後の一世の意思疎通に不安がある。
- ・施設職員が中国語を習得するより、中国語を習得している人材が施設に就職の方が早道であると考えられる。



平成25年度において、就労していない二、三世を対象に「介護職員初任者」の資格取得・介護事業所への就労を目的として、同給付金の周知を図った。

【新潟市 2ページ目】

【具体的取組】

- ①支援相談員が「求職中」「日本語ができる」「同給付金対象者」をリストアップ。
- ②リストアップされた6人に担当CWから同給付金について説明。介護資格取得と介護職への就労希望を聞き取り。
→2名(二世)希望あり。その他は介護職に抵抗がある、親の介護等の理由で希望せず。
- ③新潟県作成の「介護職員初任者研修課程開講予定一覧」の中から、希望する研修講座を選択してもらう。
- ④希望者から同給付金の申請をしてもらう。

【研修概要及び費用】

- ・実施主体: 新潟医療生活協同組合 コープケアカレッジ
- ・期間 : 平成26年7月14日～10月27日
- ・内容 : 通学、福祉施設での現場実習等
(修了時に筆記試験が課されるが、補講や再テストもあり、合格率は高い)
- ・費用 : 受講費 86,400円
教材費 6,100円
保険料・健康診断費 17,010円
→@ 109,510円
→計 219,020円(2名分)

【その後】

資格取得後、研修を実施した法人が運営するデイサービスとショートステイにそれぞれ就職。しかし、2名とも1ヶ月ほどで退職してしまった。介護職の業務は辛く、自分に合わなかったとのこと。

【今後の進め方】

今回、介護職に関する資格を取得したが、もとより介護職は離職率が高く、資格を得たとしても就労の継続が困難であるという側面もあるため、今後は介護職以外の資格取得についても検討をすすめ、二、三世が継続して就労できるような就職先やそれに役立つ資格取得を目指していく。

介護予防体操教室の実施

(実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業)

【岡山市作成】

【事業概要】

中国残留邦人等は高齢化が進み、介護サービスを利用するケースが増えているため、介護予防を目的とした体操教室を実施、健康的な生活を送ることができるように促進していくことを目的としている。

また、地域住民が中国残留邦人等と一緒に介護予防体操教室に参加することによって両者が交流することができ、中国残留邦人等が地域社会に溶け込むことにつながっていくと考えられる。

【支援対象者】 中国残留邦人等、配偶者など

【事業実施方法】

- ・支援・相談員が中心となり実施。中国残留邦人等や地域住民が居住している地域の町内会長の協力も得ている
- ・地域包括支援センターで実施していた介護予防教室の講師を、本事業の講師として依頼している

【事業内容】

- ・市内1カ所で原則毎月1回介護予防体操教室を実施
- ・地域住民も参加可能

【介護予防教室の内容・特徴】

- ・音楽に合わせたストレッチ・運動
- ・参加者の健康状態に応じた助言・運動
- ・中国残留邦人等や地域住民が継続して参加してもらえるように、参加者が楽しく、明るい雰囲気を実施している

【介護予防体操教室実績(平成26年度)】

- ・実施回数 11回
- ・参加者数(延べ人数) 130人

【所要経費】 88,000円(報償費)



地域で実施する日本語交流事業の支援

【埼玉県入間市作成】

【事業概要】

中国残留邦人等が地域で生き生きと暮らせる環境づくりを行政を始めとして地域の方々と一緒に取り組んでいくことを目指し、日本の文化体験、料理教室、文化遺産めぐりなどを通しての交流会に民生委員児童委員等の参加をいただき開催

【支援対象者】中国残留邦人、配偶者、家族

【事業実施主体】入間市
【協力依頼先】民生委員児童委員等



【事業内容】

- (平成20・21年度)料理教室、楽器演奏、踊り披露等
- (平成22年度)フラワーアレンジメント体験
- (平成23年度)日本料理教室
- (平成24年度)茶道体験・市博物館・総合グリーンセンター見学
- (平成25年度)中華料理教室・緊急時の対応方法・AEDの使い方
- (平成26年度)文化遺産等めぐりと体験教室(勾玉作り)参加

【事業成果】

地域生活において高齢化や言葉の問題等から孤立しがちな帰国者にとって、交流会を通して民生委員児童委員等と顔見知りになることで、日常生活における安心感が深まり、民生委員児童委員にとっても見守り活動を有効に進める上で効果が生まれている。

【所要経費】

- (平成20年度) 29,551円【料理材料代等】
 - (平成21年度) 30,002円【料理材料代等】
 - (平成22年度) 60,000円【ブリザーブドフラワー材料代】
 - (平成23年度) 63,291円【料理材料代等】
 - (平成24年度) 49,145円【抹茶・料理材料代等】
 - (平成25年度) 49,632円【料理材料代等】
 - (平成26年度) 22,659円【入館料・高速道路通行料等】
- ※毎回参加者は30名程度(民生委員等含)

【活動の特徴】

- 1 事業実施場所は市の施設等を利用し、施設利用料金は減免扱いとしてもらっている。また、文化遺産めぐりには市のバスを利用し、利用料金は免除してもらっている。
- 2 足腰の弱い方も参加しやすくなるようバス等の移動時に近くまで迎えに行くようにしている。
- 3 交流事業を実施する中で、市からのお知らせや協力依頼事項を伝えている。(ジェネリック薬品使用促進・交通安全・ごみ分別の徹底・救急時の対応等)

【今後の課題】

高齢化が進み事業に参加しづらくなる傾向があるため、参加への負担を少なくし、気軽に参加できる内容を検討していく。

語り部授業(神奈川県例)

神奈川県では、戦争体験を語り継ぐ次世代継承事業の一環として、中国残留邦人等の方の戦争体験や平和への思い等を次世代に伝え、交流を深めることにより、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に継承していくことを目的とする、いわゆる「語り部」派遣事業を実施している。

当該事業では、中国残留邦人(残留婦人、残留孤児)の方を戦争体験や平和への祈りの「語り部」として、学校や地域(子ども会、PTA、町内会等)の要請に応じて派遣することとしている。(別紙参照)



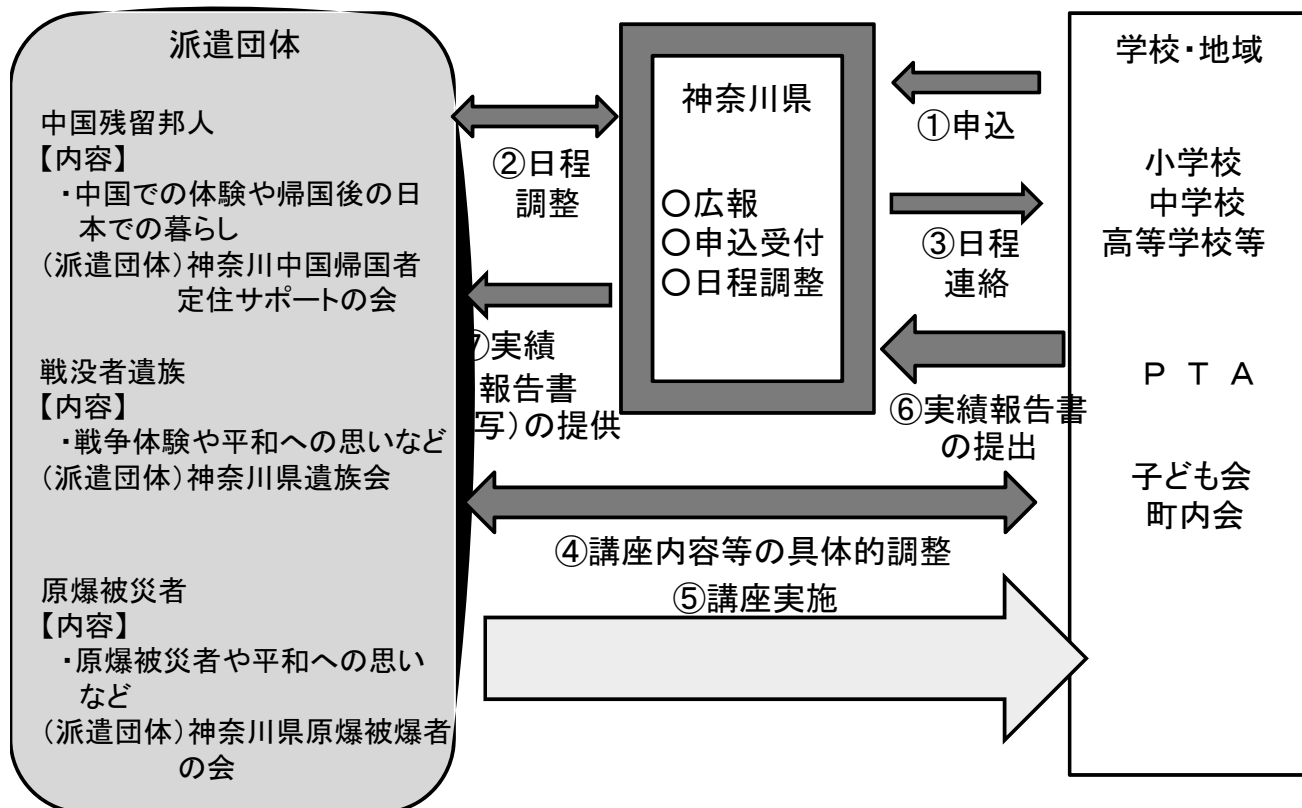
平成26年度 実施例

平成26年度は、神奈川県藤沢市内の小学校において、実施されている。

厚生労働省では、今回の「語り部授業」について、今後の中国残留邦人等の普及啓発事業の先駆的な取組として考えており、是非、全国の自治体においても開催を検討していただくとともに、「語り部授業」のノウハウ等についての情報交換等を進めていきたいと考えている。

神奈川県に於ける実施の流れ

別紙



中国残留邦人等とその家族の
自立促進、福祉の向上をめざし
様々な事業を実施しています



公益財団法人
中国残留孤児援護基金

〒105-0001 港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル
Tel. 03-3501-1050(代) Fax.03-3501-1026
<http://www.engokikin.or.jp>

公1：中国在留邦人等援助
(養父母及び中国残留邦人等への支援事業)

- ① 養父母に対する扶養費支払事業
- ② 訪中説明会事業
- ③ 集団一時帰国事業

① 養父母に対する扶養費支払事業

前年度に帰国した孤児の養父母に対する扶養費を、日中両国政府間で名簿確認後に、中国紅十字会総会に送金しています。



昭和61年度～平成26年度の累計
(対象帰国孤児数)3,097人 (総額)871,956,502円

② 訪中説明会事業

中国残留邦人を対象に生活状況の調査、日本の社会状況や帰国手続等の説明を行うため座談会（または個別訪問）を行っています。



昭和60年度～平成26年度の累計
(対象帰国孤児数)919人

③ 集団一時帰国事業

日本に肉親がない等の理由で訪日できない残留邦人を、援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）しています。



平成2年度～平成26年度の累計
(残留邦人数) 1,254人
(介護者数) 953人

公2: 帰国邦人等援助

(永住帰国した中国残留邦人等への定着・自立支援事業)

- ① 定着促進センター運営事業
- ② 支援・交流センター運営事業
- ③ 就職援助事業
- ④ 養父母お見舞い訪中援助事業
- ⑤ 就学資金貸与事業
- ⑥ 教材費援助事業
- ⑦ 介護関連資格取得支援事業
- ⑧ 支援団体助成事業
- ⑨ 老後支援事業
- ⑩ 国籍取得支援事業
- ⑪ 普及啓発及び広報事業
- ⑫ 教材開発及び出版事業

- ①「中国帰国者定着促進センター」運営事業
- ②「中国帰国者支援・交流センター」運営事業
- ③就職援助事業

国の委託を受け、「定着促進センター（所沢）」と「支援・交流センター（首都圏）」を運営しています。両センターで就職指導も行っています。



④養父母お見舞い訪中援助事業

永住帰国した孤児が養父母を見舞うため訪中する「お見舞い訪中」への援助を行っています。



養父母を日本に招待する事業は、養父母の高齢化により平成17年度をもって終了。

お見舞い訪中援助(昭和62年度～平成26年度)の累計
(訪中者)577人 (総額)871,825,298円

養父母訪日援助(昭和59年度～平成17年度)の累計
(招待養父母数)329人 (経費総額)306,000,000円

⑤就学資金貸与事業

中国帰国者と二世三世が大学や専修学校等へ就学するための就学資金の貸与を行っています。



昭和60年度～平成26年度の累計

高 校	382人(平成22年度から中止)
専修学校	160人
大学・短大	294人
日本語教育機関	9人
合 計	845人 (757,432,000円)

⑥教材費援助事業

支援・交流センターや定促センター通信教育の受講生のうち、国が支援対象としない人(呼び寄せ家族等)の教材費を援護基金が全額援助しています。



平成14年度～平成26年度の援助累計

(援助者数) 18,926人 (援助額) 40,694,575円

⑦介護関連資格取得支援事業

中国帰国者一世、二世、三世及びその家族を対象に、介護職員初任者研修、介護福祉士、ケアマネージャー等の介護関連資格取得のための養成講座授業料の一部を援助しています。

平成15年度～平成26年度の累計

(援助者数)658人 (援助額)35,553,300円

⑧支援団体助成事業

中国帰国者やその家族を対象に日本語教育や生活相談、福祉の向上を図る援助活動を行っている団体等に対し、その事業を助成しています。



昭和59年度～平成26年度の団体助成額累計

248,895,500円

⑨ 老後支援事業

■ 介護事業基盤整備援助

高齢帰国者や配偶者を主な対象者とする介護事業所の立ち上げ資金と運営資金の援助をしています。



■ 要介護支援モデル研究

介護施設入所中の高齢帰国者等に対する「中国語による語りかけ」支援を行っています。

■ 中国語による訪問介護

「訪問介護ステーション寿星」を開設し、中国語による訪問介護を実施しています。(東京都内対象)



⑩ 国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している人の戸籍訂正等の申請を行う際に、その手続に必要なとなる弁護士費用等を、日本財団からの助成を受けて援助しています。

平成19年度～平成26年度の累計

(戸籍訂正件数) 36件

(金額) 11,915,000円

⑪普及啓発及び広報事業

中国残留邦人問題について、様々な機会をとらえて普及啓発活動を行っています。

今年は、「中国帰国者 戦後70周年記念公演会」を8月に実施します。

機関紙「援護基金」を年2～3号発行し、中国帰国者、関係機関、団体、寄附者にお送りしています。



⑫教材等開発及び出版事業

帰国者向けの日本語学習教材や、中国残留邦人等について、広く一般の理解を深めるための出版物の開発、出版を行っています。

また、これらの出版物を必要とする人が容易に入手できるように、広報、販売にも努めています。



中国帰国者定着促進センター 介護情報(研修会情報)提供事業 (H25年度～)

各自治体が、高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう研修会等を開催する際に相談業務や情報提供を行う他、研修会等でご使用いただける資料を作成し、提供しています。

介護関係研修会用の資料一覧

※網掛けがH26年度の作成物

(1) 支援・相談員、自立支援通訳、自立指導員等向けの資料

・介護保険制度の仕組みやサービスの流れ等について適切に説明や通訳等の支援ができるようになるために

- ① 『介護保険制度の手引き』：日中対訳版・日露対訳版 70 頁
- ② 『介護保険ってなに?』：日本語版・中国語版・ロシア語版 15 頁
- ③ DVD『ビデオで見る介護保険情報 第1巻』のナレーション文字化：14 頁 日本語・中語、貸し出し用DVD
- ④ 自治体発行の介護保険についての説明冊子のロシア語版:31 頁
- ⑤ 『要介護認定調査について』：日中対訳版・日露対訳版 10 頁
- ⑥ 『介護の基本用語』：日中対訳版23 頁・日露対訳版29 頁
- ⑦ 『これで助かった！—中国帰国者介護保険サービス利用実例集—』 A4判10 頁 日本語版・中国語版
帰国者のサービス利用例を示すことで介護を身近なものとしてイメージできるようになることを狙った“好事例”。
- ⑧ 『認知症ってどういう病気—認知症の基礎知識—』 A4判22 頁 日中対訳版・日露対訳版
認知症の帰国者を抱える家族の支援に当たる帰国者2世相談員のための、認知症についての基礎知識
- ⑨ 『認知症ってどういう病気—認知症の基礎知識—』(簡略版) A4判13 頁 中国語版・ロシア語版
家族の介護のキーパーソンとなる2世代向けの⑧の簡略版
- ⑩ 『認知症を理解する』 A4判50 頁 中国語版・ロシア語版
⑧の補足資料。鎌田ケイ子編著『こんなときどうする? チャートでわかる認知症介護』の一部を翻訳。
- ⑪ 『こんなときどうする? 支援・相談員等のための介護サービスQ&A』 A4判24 頁 日版・中版
帰国者からの介護に関するFAQを元に作成。具体的でわかりやすいQ&A。

(2) 介護事業所・施設、地域包括支援センター等の運営者やスタッフ等向けの資料

・帰国者の歴史的な背景や帰国後の困難を含めた事情、文化的背景などについて理解を深めてもらうために
・帰国者を支援するための通訳派遣制度について知ってもらうために

- ① 『中国残留邦人とは』：リーフレット(表裏1枚)
- ② 『ご存じですか? 支援・相談員、自立支援通訳等の派遣制度』：リーフレット(1枚) ※①と②で1セット
- ③ 『中国帰国者事情・中国文化事情 あれこれ』：パンフレット8 頁 日版・中版
- ④ 施設・事業所のためのコミュニケーション・カード試作版の改訂 A4判16 枚+日中語彙表 日中対訳版
- ⑤ 『^{サハリン}樺太帰国者事情・介護事情 あれこれ—介護・福祉サービスに携わる皆さまへ—』8 頁 日版・露版
『中国帰国者事情・中国文化事情あれこれ』のサハリン帰国者版。北海道中国帰国者支援・交流センター協力。

※ 資料の見本は当センターウェブサイトにてご覧いただけます！

→「中国帰国者定着促進センター」で検索！→トップ頁右側の「介護研修情報」のバナーをクリック！

(3) 自治体開催の介護に関する研修会の研修プログラム例や研修講師情報

〈お問い合わせ先〉 中国帰国者定着促進センター 介護情報提供係

★E-mail : tongtong@kikokusha-center.or.jp

電話 : 04-2993-1660 FAX : 04-2991-1689 HP : http://www.kikokusha-center.or.jp/

質疑 1. 新規永住帰国者への支援について（東京都）

都道府県名 市 名	<p style="text-align: center;">東京都</p>
<p>(質疑等)</p> <p>【新規永住帰国者への支援について】</p> <p>国費により永住帰国する中国残留邦人等及び同伴帰国の家族については、定着・自立を促進するため、国は次の2つの支援について後退させることのないよう実施するべきものと考えるが、見解を伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 永住帰国の前に、中国残留邦人等及び同伴帰国する家族に対して、帰国後の生活支援制度、日本の雇用状況や慣習、教育制度等について、「帰国のためのオリエンテーション」を十分に行うこと。 2 中国帰国者定着促進センター退所直後の帰国者等を対象にする自立研修事業（日本語教室等）は、その内容・開催回数等を後退させずに実施すること。 	
<p>(趣旨)</p> <p>新規永住帰国者は減少しているが、新規永住帰国者を受け入れるにあたっては、定着・自立を促進するため十分な支援が必要である。特に2世・3世等が同伴帰国する場合は、国と定着地の自治体が連携して、それぞれの役割に応じた支援を行うべきである。</p> <p>近年の新規永住帰国者への対応において、自立研修事業の開催回数を減少させる事例や、帰国のためのオリエンテーションが不十分ではないかと懸念される事例があり、定着受入自治体として苦慮している。</p>	
<p>(回答)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 帰国のためのオリエンテーションについては、集団一時帰国の際、永住帰国希望者に対して個別に永住帰国のための「中国残留邦人に対する援護の概要」、「日本に永住帰国するための手続き」などのオリエンテーションを行っている。 <p>また、永住帰国申請書類を送付する際にも、雇用制度、教育制度、社会保障、日本の習慣等を説明した資料を送付し帰国した後、不安に陥ることのないよう周知している。</p> <p>永住帰国後は中国帰国者定着促進センターにおいて6ヶ月間にわたり日本語教育の他、日本の生活習慣等の研修を行っている。</p> <p>これからも実社会と齟齬がないよう資料、研修内容等を適宜、改訂していく予定である。</p> <p>また、今後において、帰国世帯や自治体から永住帰国前及び中国帰国者定着促進センターでのそれぞれの説明について、不十分と思われることないよう実施してまいりたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 昨今、中国残留邦人等予算が減額されているものの、今後も新規永住帰国者がいる限り、自立研修事業等により支援を行っていかねばならないと考えている。 <p>また、支援・交流センターや地域生活困窮者就労準備支援事業費等補助金においても日本語教室をはじめとする様々な支援を行っているので、自治体に置かれては、新規永住帰国者の要望を聞きながら、これらの事業も積極的に活用していただきたい。</p>	
<p>(備考)</p>	

質疑 2. 生活困窮者就労準備支援事業費補助金（中国残留邦人等地域生活支援事業分）について（東京都）

<p>都道府県名</p> <p>市 名</p>	<p>東京都</p>
<p>(質疑等)</p> <p>【生活困窮者就労準備支援事業費補助金（中国残留邦人等地域生活支援事業分）について】 平成27年度の国庫補助金協議にあたり、国の交付方針に基づき、各実施主体の事業実施計画書に優先順位をつけて提出している。</p> <p>内示にあたっては、優先順位を下位とした事業についても、国は機械的な査定を行うのではなく、個々の事業ごとに事業実施自治体ときめ細かな調整を行うものと理解して良いか。</p>	
<p>(趣旨)</p> <p>中国残留邦人等地域生活支援事業は、これまで、事業費の全額が国費で負担されてきた。しかしながら、平成27年1月19日付け事務連絡で「補助率は10分の10だが、配分額については一定程度減少する予定」と通知があり、平成27年度補助金交付方針により「限られた予算の範囲内での交付のため、事業の優先順位に沿った交付となる場合がある」と示された。</p> <p>地域生活支援事業は、地方自治体が地域の実情と帰国者のニーズに応じて実施しており、協議にあたり、やむを得ず優先順位を設定しているのが実情である。</p> <p>優先順位を下位に設定した事業であっても、年度途中で中止できる事業ではなく、きめ細かな調整が必要である。</p>	
<p>(回答)</p> <p>前年度に比べ、生活困窮者就労準備支援事業費補助金（中国残留邦人等地域生活支援事業分）の国庫補助金が大幅に減額となっていることから、今回の協議にあたっては、各自治体の担当者に、お手数をおかけしているところ。</p> <p>内示額については、優先順位を下位とした事業に対しても、地域の実情等があることから、各自治体との今後の協議状況を踏まえて、調整していく予定である。</p>	
<p>(備考)</p>	

質疑 3. 自立支援通訳等派遣事業について（埼玉県）

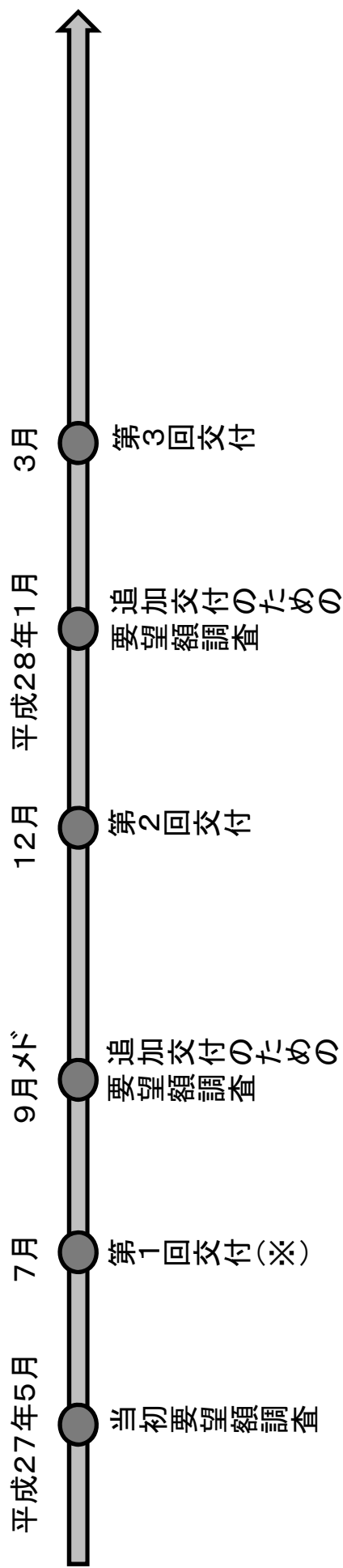
都道府県名 市 名	<p style="text-align: center;">埼玉県</p>
<p>(質疑等)</p> <p>【自立支援通訳等派遣事業について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事業を実施している自治体。 2 支援・相談員を配置せず、自立支援通訳のみを配置している自治体における当事業の実施状況（例 医療機関での通訳） 3 支援・相談員と自立支援通訳を双方配置している自治体における支援・相談員と自立支援通訳の役割分担。 	
<p>(趣旨)</p> <p>自立支援通訳等派遣事業の実施を検討しているため。</p>	
<p>(回答)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中国残留邦人等の高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける機関が増加していることから、自立支援通訳派遣事業に、平成25年度においては89の自治体に取り組んでいる。 自立支援通訳の活動については、本年度、平成26年度及び平成24年度の全国担当者会議資料の事例集に掲載しているのので、参照願いたい。 2 支援給付及び配偶者支援金受給世帯がない又は少ない実施機関では、支援・相談員を配置せず、自立支援通訳を配置し、医療機関や介護施設での通訳及び自立指導などの業務を行っている。 3 一般に、支援・相談員については、支援給付及び配偶者支援金業務に従事、自立支援通訳については、医療機関や介護施設での通訳業務に従事していることが多い。 それぞれの役割分担については、業務内容により区別願いたい、業務内容により区別が難しいものについては、支援・相談員、自立支援通訳の配置状況等によって、自治体の判断により、柔軟に対応してもらって差し支えない。 <p>※「支援給付関係法令通知集」P742及びP841参照願いたい。</p>	
<p>(備考)</p>	

質疑 4. 支援・相談員及び帰国者の高齢化について（倉敷市）

都道府県名	倉敷市
市名	
<p>(質疑等)</p> <p>1 支援・相談員について 当市の支援・相談員は高齢であることから、今後、病気等で活動ができなくなった場合の対応について、教示願いたい。</p> <p>2 帰国者の高齢化について 帰国者の高齢化にともない、今後ますます医療・介護が必要になってくることが考えられる。帰国者の高齢化向けの課題等を教示願いたい。</p>	
<p>(趣旨)</p> <p>当市では、支援・相談員や帰国者の高齢化について、今後の対応を検討中であるため。</p>	
<p>(回答)</p> <p>1 帰国者の生活支援について、支援・相談員の果たす役割が重要である。 支援・相談員が高齢等により、今後の活動に支障を恐れがあるようであれば、新たな支援・相談員を選任し、引き続き、中国残留邦人等が安心して生活できるよう支援・相談員を有効活用していただきたい。</p> <p>2 帰国者の高齢化により、</p> <p>① 医療・介護サービスを利用する機会が増加することから、医療や介護の関係機関と連携を図り、サービスを受ける際に不便が生じないよう自立支援通訳等の適正な配置と適切な支援</p> <p>② 身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が増加することから、住替えを希望する中国残留邦人等に対し、公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替え出来るよう配慮が必要となる。</p> <p>※詳細については、「平成27年度中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議資料（説明資料）」の「中国残留邦人等に対する支援について」を参照願いたい。</p>	
<p>(備考)</p>	

引揚者等援護事務委託費について

1. 委託費の交付スケジュールについて(予定)



(※)第1回交付で4月～11月分(8ヶ月分)を交付し、第2回及び第3回交付で12月～3月分(4ヶ月分)の交付を検討

2. 平成26年度事務委託費決算報告書について

提出期限は5月末までとなっておりますので、ご留意願いたい。